

令和2年6月30日

公益財団法人湯浅報恩会 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に
感染しない、感染させないための行動指針（2020.6.30 改訂版）

- ① 厚生労働省が公表した「新しい生活様式」を意識しながら、常に医療従事者としての自覚を持ち、率先して適切な行動を取る。
- ② 3密（密集・密閉・密着）を避ける。休憩時間、食事時間等もこまめに換気し、身体的距離（最低 1m）を空けるよう意識する。会話を
する際は、可能な限り真正面を避ける。
- ③ 外出時や屋内での会話時、人との間隔が十分取れない場合はマスク
を着用する。ただし、熱中症に注意し、外せるときは意識して外す
ようにする。
- ④ 手指衛生を徹底する（30秒以上かけて正しい手洗いを頻回に行う）。
帰宅したら、まず手と顔を洗い、できるだけすぐに着替える。
- ⑤ 依然、新規感染が発生している地域への出張、旅行は極力控える。
やむをえず移動する場合には、マスク着用などの感染防止対策を徹
底し慎重に行動する。移動先で誰とどこで会ったか、また移動後 2
週間の行動歴を記録する（家族、友人等の県外からの帰省等を受け
入れたときも、同様に記録を取る）。
- ⑥ Zoom を利用したセミナー・会議等、テレワークを上手に活用する。
- ⑦ 毎日本調をチェックし、発熱等の体調不良があるときは出勤しない。
強すぎる職業意識は、医療機関の機能喪失へ繋がることを意識する。
- ⑧ 休業要請が敷かれていた対象施設（クラブ、バー、ネットカフェ、
カラオケボックス、ライブハウス、映画館、ボウリング場、スポー
ツジム、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）は、なる
べく利用しない。
- ⑨ 少人数での会食は可とするが、病院・職場主催の大人数の飲み会は
引き続き自粛する。
- ⑩ 感染してしまった者や濃厚接触者の誹謗中傷、差別は絶対にしない。

以上